

福祉サービス第三者評価事業の課題と最近の動向等について

地域福祉課福祉監査担当

| | |
|------------------|--|
| 1 対象施設・サービス種別の整理 | <p>(1) 社会福祉制度の進展に伴う新たな施設・サービス種別等への対応が必要です。</p> <p>ア 介護保険・老人福祉制度 介護医療院</p> <p>イ 障害福祉制度 自立生活援助、就労定着支援</p> <p>(2) 全国社会福祉協議会が児童館の評価基準ガイドラインを策定中です。(令和2年度に公表予定)</p> <p>(3) その他、評価における判断基準が異なる婦人保護施設及び社会授産施設の取扱い等、対象施設・サービス種別を整理する必要があります。</p> |
| 2 保育所の受審促進 | <p>(1) 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)により、平成27年度～令和元年度の5年間ですべての保育所での受審が努力義務化されました。</p> <p>(2) 保育所の受審数は伸びており、平成30年度末で71保育所が受審済みとなりました。(受審率13.4%) (全国の平成29年度末の受審率6.5%)</p> <p>(3) 今年度末までに受審しなかった保育所への対応や来年度以降の取扱い等について、現時点では厚生労働省から何の情報も得られていません。</p> <p>(4) 県としては、努力義務を果たした事業者の理解が得られるよう、来年度以降の対応を検討する必要があると考えています。</p> |
| 3 指針改正への対応 | <p>平成30年3月26日付けで改正された「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」への対応状況は以下のとおりです。(対応済みを除く)</p> <p>(1) 他の都道府県推進組織の認証を受けた第三者評価機関の認証の推進 当県のみが独自の取り扱いをすることは適切ではないため、他の都道府県の状況を注視しています。(認証の申請があれば通常手続で処理) 他都道府県推進組織から認証を受けた第三者評価機関の認証の特例措置等を実施している都道府県推進組織は、現時点では把握していません。</p> <p>(2) 受審率の数値目標の設定及び公表 現実的で実現可能な数値目標を設定するため、受審促進のための施策の推進方法等も含めて総合的に検討しているところです。 令和元年6月現在の全国の状況は、15都府県が受審目標件数を設定しており、6都府県が目標を公表しています。特に、受審数が少ない道府県において、目標の設定が困難であるとの見解が多くみられます。</p> <p>(3) 評価調査者更新時研修の実施 現在実施している継続研修と更新時研修のカリキュラムが類似しているため、継続研修にカリキュラムを追加して更新時研修として実施することを検討しています。 令和元年6月現在の全国の状況は、独自に更新時研修を実施する予定なのは4府県のみで、ほとんど都道府県が検討中となっています。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>4 全体的な制度推進</p> | <p>平成 30 年度の全国の受審数は 4,901 件で、平成 29 年度の受審数 5,298 件を下回る等、全国的にも制度全体の推進が必要な状況です。 県としては、予算やマンパワーが限られて厳しい状況ですが、今まで以上に受審促進の取組みを進めていきます。</p> |
| | <p>(1) 重要事項説明書等への記載 平成 30 年 4 月 1 日から、介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所(一部を除く)が利用契約等の際に説明すべき重要事項に「第三者評価の実施の有無」等が追加された。 県が実施する一般指導監査等においても、適切に説明が行われているか確認し、不十分な場合は改善するよう指導している。</p> |
| | <p>(2) 県の受審促進の取組み</p> <p>ア 今までも社会福祉法人や福祉施設の指導監査において第三者評価の受審を勧奨してきたが、啓発資料等を用いて従来よりも強く勧奨する。特に、受審実績が少ない大規模法人に対して積極的にアプローチする。</p> <p>イ 福祉事業者による受審の検討に資するよう、県の公式ホームページの内容を全面的にリニューアルする。</p> <p>ウ 評価機関と意見交換等を行う会議等を開催し、受審促進方策を検討する。また、制度的な問題等は、機会を捉えて厚生労働省に対して改善を要望する。</p> |